

泉佐野市告示第 89号

振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度の区域及び時間の区分について

平成 24 年 3 月 30 日

泉佐野市長 千代松 大耕

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 の表の備考の 1 の規定により、区域を次の 1 のとおり定め、同表の備考の 2 の規定により、時間を次の 2 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

1 区域

(1) 第一種区域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域

(2) 第二種区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2 時間

(1) 昼間 午前 6 時から午後 9 時まで

(2) 夜間 午後 9 時から翌日の午前 6 時まで

【 振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 】

公布日：昭和 51 年

総理府・総理府令第 58 号

別表第二 （第十二条関係）

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
第一種区域		六十五デシベル	六十デシベル
第二種区域		七十デシベル	六十五デシベル

備考

1 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

一 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

二 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

2 昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間の範囲内において都道府県知事が定めた時間をいう。

一 昼間 午前五時、六時、七時又は八時から午後七時、八時、九時又は十時まで

二 夜間 午後七時、八時、九時又は十時から翌日の午前五時、六時、七時又は八時まで